

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会

令和3年11月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100072 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100039 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成30年6月15日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されているが、同年6月15日から同年7月1日までの期間について、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として同年6月の標準報酬月額を14万2,000円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成30年6月15日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

2 請求者のA社における平成30年6月15日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年6月及び同年7月の標準報酬月額については、14万2,000円から19万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額（厚生年金特例法の規定により、保険給付の計算の基礎となる平成30年6月の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年6月15日から同年8月1日まで

私は、A社が運営するB市に所在する事業所にC職として勤務し、平成30年7月31日に退職したが、国の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年6月15日と記録され、同社からの訂正の届出により

同年8月1日が資格喪失年月日とされたものの、請求期間は年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者のA社における平成30年6月15日から同年8月1日までの期間は、同社が請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年6月15日から同年8月1日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届訂正願を請求期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年2月10日に日本年金機構D広域事務センターで受け付けられたことにより、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、請求者から提出されたA社に係る給与支給明細表により、平成30年7月20日支給の給与（平成30年6月1日から同月30日までの勤務に対して支払われた給与）から保険料が控除されていることが確認できることから、同年6月15日から同年7月1日までの期間について、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、同社における保険給付の計算の基礎となる厚生年金保険被保険者期間として記録することが必要である。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成30年6月15日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の記録を取り消し、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とし、同年6月の標準報酬月額については、上記給与支給明細表により確認できる保険料控除額から14万2,000円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年6月15日から同年7月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対して提出し、保険料について納付した旨回答しているが、年金事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年6月15日とする資格喪失届が令和2年9月8日に受け付けられていることから、その結果、年金事務所は、請求者に係る平成30年6月1日から同年7

月 1 日までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 30 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間は、上記給与支給明細表によると、同年 8 月 20 日支給の給与（平成 30 年 7 月 1 日から同年 31 日までの勤務に対して支払われた給与）から保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間のうち、平成 30 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち、平成 30 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 平成 30 年 6 月 15 日から同年 8 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細表により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額 19 万円は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額 14 万 2,000 円よりも高額であることが認められる。

したがって、請求者に係る請求期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細表により確認できる本来の報酬月額から、平成 30 年 6 月及び同年 7 月は 14 万 2,000 円から 19 万円に訂正することが妥当である。

上記訂正後の標準報酬月額（厚生年金特例法の規定により、保険給付の計算の基礎となる平成 30 年 6 月の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100080 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100040 号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年9月から平成18年8月までの標準報酬月額を19万円から26万円とし、同年9月から平成19年8月までの標準報酬月額を20万円から28万円とし、同年9月から平成20年6月までの標準報酬月額を20万円から26万円とする。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月1日から平成20年7月1日まで

私が所持しているA事業所の給与支給明細書によると、請求期間に支払われた給与額は年金記録の標準報酬月額よりも高額なので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係るA事業所の給与支給明細書により、請求者は、請求期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間において、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受けていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い

方の額を認定することとなる。

したがって、上記給与支給明細書により確認できる請求期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成 16 年 9 月から平成 18 年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から平成 19 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から平成 20 年 6 月までは 26 万円）は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（平成 16 年 9 月から平成 18 年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から平成 20 年 6 月までは 20 万円）より高額であるものの、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成 16 年 9 月から平成 18 年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から平成 20 年 6 月までは 20 万円）は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

一方、前述のとおり、上記給与支給明細書により確認できる請求期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額より高額であることが確認できることから、請求期間の標準報酬月額を平成 16 年 9 月から平成 18 年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から平成 19 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から平成 20 年 6 月までは 26 万円に訂正することが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第2100071号
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第2100041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月

日本年金機構B年金事務所からA社における年金記録の確認を促す文書が届いたため、同年金事務所において確認したところ、同社が経営するC県にあるD施設に平成18年5月から同年11月までの期間契約社員として勤務した期間のうち請求期間の賞与記録がないことが分かった。請求期間に賞与が支払われていたと思うので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者に係る賞与支払台帳等関係資料は保存年限経過により廃棄しているため、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の控除は不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が請求者と同日の者が複数確認できるところ、いずれも請求期間に支払われた賞与の記録は確認できない。

さらに、上記複数の者に文書照会を行ったところ一人から回答があり、その者は、請求者と同じ期間契約社員としてD施設に勤務していたが、請求期間に賞与が支払われたか覚えていない旨回答している。また、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険被保険者のうち、上記回答のあった者から総務担当者として挙げられた姓と同姓の複数の者に文書照会を行ったところ、自身がD施設の総務担当だった一人から回答があり、その者は、請求者の雇用形態である期間契約社員には、契約期間が満了した後の12月に賞与が支払われたが、夏には支払われていなかつ

たと思う旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間の賞与が振り込まれていた金融機関はE銀行であつたとしているところ、同銀行本店担当者は平成22年5月より前の取引記録は確認することができない旨陳述していることから、請求者に請求期間の賞与が事業主から支払われたことが確認できない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。